

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第2号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年3月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「全部事項証明書（〇〇）（以下「請求①」という。）公図合成図（〇〇）の現在の書類（以下「請求②」という。）にぎわいづくり課（阿南公開）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年3月28日、実施機関は、請求①に係る公文書については、公文書公開決定処分（以下「処分①」という。）を行い、請求②に係る公文書については、「当該公開請求に係る文書を所有しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

平成29年3月31日、実施機関は、処分①について取り消し、「当該請求に係る公文書については、徳島県情報公開条例第35条の規定により適用除外とされている」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分を新たに行った。

3 審査請求

平成29年4月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年11月8日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

本来、神社は国の財産であり、それらを管理する県はその資料は全て公開すべきで

ある。これら隠す行為は、正に「枉法行為」そのものです。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

請求②の内容は、審査請求人が処分庁に対し、〇〇の土地の権利関係や分合筆の状況などが分かる現在の公図合成図を求めていると解される。

〇〇（以下「〇〇」という。）の〇〇については、〇〇を活用して地域振興を図ろうとしたもので、県有地を含む〇〇というものだった。しかし、〇〇、このままでは将来的に〇〇が生じるとの懸念から、県議会の議論を経て、〇〇し、県と当時の〇〇及び民間企業が〇〇した〇〇による経営に転換している。

処分庁が保有している公図合成図は、平成12年度に処分庁、〇〇、及び〇〇との間で締結した〇〇に関する書類中に添付されているものである。

〇〇は、県の〇〇であるが、県とは別の法人であり、自らの判断と責任により経営を行っている。〇〇に基づいて経営状況の報告は受けているが、土地の公図合成図等の土地の権利関係書類の報告は受けていない。

平成12年度以降は〇〇に〇〇として経営を委ねており、処分庁においては、土地の所有権等の移転もなく、新たに公図合成図を作成する必要も無かったため、新たに取得も作成もしていない。

については、処分庁において、平成12年度以降、本件請求に係る公文書について、所有しておらず、不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年11月8日	諮問
令和5年6月15日 第1部会（第1回）	審議
同 年7月13日 第1部会（第2回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同 年8月25日 第1部会（第3回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、請求①と請求②の2つの請求で構成されており、本件事案においては、請求②に対する決定についての審査請求である。

実施機関は、平成12年度以降に新たに公図合成図を作成及び取得していないことから、請求②に係る公文書を保有していない旨主張しているため、以下、請求の対象公文書の特定及び保有の有無について検討する。

2 請求②に係る公文書の特定及び保有の有無について

(1) 公文書の特定について

請求書の内容は「公図合成図(〇〇)の現在の書類」となっている。また、請求書の添付書類として審査請求人が本件請求の数日前に決定を受けた公文書公開決定通知書の写しとその公開文書が添付されている。

請求書に添付されている公文書公開決定通知書の写しの公文書の件名の内容は「公図合成図(〇〇)」となっており、公開文書の公図合成図は文書の件名に「公図合成図 〇〇」と記載されている。

これに対して、実施機関は請求②の対象公文書を「〇〇の土地の権利関係や分合筆の状況などが分かる現在の公図合成図」と特定したうえで、実施機関で保有している公図合成図は平成12年度に作成された書類に添付されている書類のみであり、同年度以降実施機関において新たに公図合成図を取得も作成もしていないことから請求②に係る公文書については、所有しておらず不存在であるとして本件処分を行っている。

請求の対象公文書の特定について、実施機関は審査請求人に対して、請求②の請求を行う数日前に公図合成図を公開していること及び審査請求人はその公開を受けた文書を請求書に添付し「公図合成図(〇〇)の現在の書類」を請求してきていることから、審査請求人が求める文書は既に公開した文書ではなく、現在の公図合成図であると特定したことについては、不自然な点はない。

(2) 公文書の保有の有無について

請求の対象公文書の保有の有無について、実施機関は保有する公図合成図は、平成12年度に処分庁、〇〇、及び〇〇との間で締結した〇〇に関する書類中に添付されているもののみであり、同年度以降新たに公図合成図を作成していない。また、〇〇による経営に転換された同年度以降、公図合成図の報告は受けていないことから文書不存在であると主張している。

〇〇へと転換し、実施機関とは別の法人として、自らの判断と責任により経営を行っている〇〇の事業地に関して、所有権移転等の事情も無く、実施機関が新たに公図合成図を作成する必要があるとは認められないことから実施機関の説明に不自然な点はない。

また、〇〇の経営状況は実施機関の主張通り〇〇に基づき報告を行うこととなって

いるが、土地の公図合成図等の権利関係書類の報告については、特段の規定もなく、報告の義務があるとは認められないことから実施機関の説明は合理的である。

については、〇〇により運営されている事業地に関して、平成12年度の事業の転換期において公図合成図を取得したが、同年度以降は、所有権移転等の事情も無かったことから、取得していない。また、公図合成図を作成する必要も無かったことから作成もしていないという実施機関の主張は特に不自然・不合理と認められるところはない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	令和5年7月31日まで